

口座振替サービス取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(規定の趣旨)</p> <p>第 1 条</p> <p>この規定は、当社が定める収納代行会社の提供する口座振替サービスを利用して、お客様が指定する金融機関（以下、「引落金融機関」といいます。）のお客様本人名義の預貯金口座（以下、「引落口座」といいます。）から、お客様が指定する金額(以下、「引落金額」といいます。)を有価証券の買付予定資金として定期的に引き落とし、<u>株式会社 CONNECT</u>（以下、「当社」といいます。）に開設されているお客様本人名義の総合取引口座でお預かりするサービスについて、お客様と当社との権利義務関係を明確にするために定められるものです。</p> <p>(規定の変更)</p> <p>第 10 条</p> <p>この規定は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第 11 条の通知方法にてご通知します。<u>この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときはご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p>(規定の趣旨)</p> <p>第 1 条</p> <p>この規定は、当社が定める収納代行会社の提供する口座振替サービスを利用して、お客様が指定する金融機関（以下、「引落金融機関」といいます。）のお客様本人名義の預貯金口座（以下、「引落口座」といいます。）から、お客様が指定する金額(以下、「引落金額」といいます。)を有価証券の買付予定資金として定期的に引き落とし、<u>大和コネクト証券株式会社</u>（以下、「当社」といいます。）に開設されているお客様本人名義の総合取引口座でお預かりするサービスについて、お客様と当社との権利義務関係を明確にするために定められるものです。</p> <p>(規定の変更)</p> <p>第 10 条</p> <p>この規定は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第 11 条の通知方法にてご通知します。</p>
<p>附則</p> <p>この規定は、<u>2021 年 8 月 20 日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>株式会社 CONNECT</u></p>	<p>附則</p> <p>この規定は、<u>2023 年 5 月 1 日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>大和コネクト証券株式会社</u></p>

以上